

## 「中国向け輸出水産食品認定施設の登録に係る追加の手続等」に関するQ & A

令和4年9月

(最終改正:令和4年10月28日)

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品監視安全課

本Q & Aは「[中国向け輸出水産食品認定施設の登録に係る追加の手続等](#)」(令和4年8月26日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡。以下「事務連絡」という。)に関する質問事項をQ & Aとして取りまとめたものです。本Q & Aは、逐次、更新していくこととしています。

### <事務連絡の別紙等>

- (別紙) [中国向け輸出水産食品認定施設に係る追加情報の登録手続要領](#)
- (別添1) [中国向け輸出水産食品認定施設に係る追加情報の登録手続](#)
- (別添2) [施設認定機関連絡先一覧](#)
- (別添3) [要綱別紙様式1-3の追加資料一覧](#)

なお、すべての情報は以下の農林水産省ホームページで参照いただけます。  
[中華人民共和国向け輸出水産食品取扱施設の中国政府への登録手続について](#)

- 問1 なぜ今回の手続が必要になったのですか。
- 問2 今回の手続はどのような施設が対象になりますか。
- 問3 今回の手続ではいつまでに何を行えばよいですか。
- 問4 令和3年に行われた衛生要件の点検の際に関係資料を提出しましたが、今回の手続で必要な資料を教えてください。
- 問5 輸出する製品のHS・CIQコードはどこで確認できますか。
- 問6 登録製品の種類に関する資料(別紙様式1-2の別表1)の「Product Name」には、個別の製品名を記載する必要がありますか。
- 問7 登録製品の種類に関する資料(別紙様式1-2の別表1)について、最終加工施設が製品の小分け包装のみを行う施設である場合、「登録製品の加工工程」はどれを選択すればよいですか。また、「製品を特徴付ける製造工程」には当該施設での工程のみを記載することでよいですか。
- 問8 今回の手続が期限内に完了しなかった場合にはどうなりますか。

問 9 今回の手続に合わせて認定事項の変更を行いたい場合は、どのようにすればよいですか。

問 10 登録されている施設の所在地を変更したいのですが、シングルウィンドウ上で変更登録ができません。どのように手続すればよいですか。

問 11 令和3年に行われた衛生要件の点検の際に登録情報の変更を行いましたが、シングルウィンドウに反映されていません。登録情報の変更を行いたい場合はどうすればよいですか。

問 12 シングルウィンドウの利用に必要なアカウント ID やパスワードを忘れてしまいました。

問 13 日本において施設の認定は得ているものの、中国政府に未登録である場合の登録手続に必要な情報はどこで確認できますか。

問 14 登録手続に必要な資料の提出先を教えてください。

問 1 なぜ今回の手続が必要になったのですか。

(答)

令和4年1月1日から、中国において「[輸入食品海外製造企業登録管理規定](#)」(税関総署令第248号)が施行されました。これにより、中国向け輸出水産食品取扱施設の登録に当たっては、従来は要求されていなかった新たな情報や資料の提示が求められるとともに、中国政府への登録手続は、中国政府が運用する「[輸入食品海外生産企業登録管理システム](#)」(以下「[シングルウィンドウ](#)」という。)を利用して行うこととなりました。

これに伴って、従来の制度の下で中国政府に登録済みであった施設に対しても、令和5年6月30日までに[シングルウィンドウ](#)を通じて新制度に基づく追加の情報や資料を登録するよう求められています。したがって、新制度の下で引き続き施設の登録資格を維持することを希望する事業者は、上記の期限までに必要な手続を完了しなければなりません。

また、新制度が施行される以前に日本国内の認定手続が完了していたものの、中国政府への登録が未完了であった施設についても、新制度に基づく追加の情報や資料を準備の上、[シングルウィンドウ](#)を通じて登録手続を行う必要があります。

問2 今回の手続はどのような施設が対象になりますか。

(答)

加工施設、保管施設を問わず、以下の全ての認定施設が対象となります。

- ① 新制度が施行される以前に中国政府に登録済みだった施設
- ② 新制度が施行される以前に日本国内の認定手続が完了し、中国政府への登録が未完了だった施設

問3 今回の手続ではいつまでに何を行えばよいですか。

(答)

登録に係る追加の手続の流れは以下のとおりです。なお、詳細については、[こちら](#)も参照してください。なお、問2の②の施設については、提出期限を設けておりませんので、準備ができ次第、手続を行ってください。

① 施設認定機関への資料提出

認定施設は、必要資料を作成し、[中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱](#)（以下「要綱」という。）の別紙様式1-2（別紙、別表1及び別表2を含む）、施設及び冷蔵・冷凍倉庫の配置図（英文）、製造工程図（英文）、[事務連絡の別添3](#)に係る施設資料を、**本年11月30日（金）**までに施設認定機関宛てに提出してください。

② 施設認定機関による書類確認、施設認定書等の送付

関係資料の受理後、施設を所管する施設認定機関が書類の確認を行い、問題がない場合には、施設認定書、変更承認書、新旧対照表及び点検票が送付されます。

なお、提出された書類に不備があった場合には、施設認定機関から連絡しますので、速やかにご対応願います。

③ シングルウィンドウへの追加登録

施設認定書等を受理後、[シングルウィンドウ](#)にログインし、必要事項を登録してください。操作方法については、農林水産省ホームページに掲載している[操作マニュアル（補足情報の追加登録）](#)を参照してください。

[シングルウィンドウ](#)への登録完了後、施設認定機関から送付されてきた点検票の項目13.1の注釈欄に代表者の署名と押印（企業声明と同一のもの）の上、**令和5年3月31日（金）**までに施設認定機関宛てに返送してください。

④ 中国政府への提出

シングルウィンドウに登録された内容を認定施設において確認した後、問題がなければ厚生労働省食品監視安全課から中国政府に登録を要請します。中国政府による審査が行われ、問題がなければ手続完了となります。

中国政府による審査の結果、登録内容の修正、施設資料の提出等が求められた場合には、施設認定機関から連絡しますのでご対応願います。

問4 令和3年に行われた衛生要件の点検の際に関係資料を提出しましたが、今回の手続で新たに提出が必要な資料を教えてください。

(答)

追加で提出が必要な資料は以下のとおりです。

No.	要綱	資料名	様式・参考資料・記載例	
①	別紙様式 1-2	中国向け輸出水産食品取扱施設の申請事項	様式/記載例	
②	別紙様式 1-2 の別紙	企業声明	様式/記載例	
③	別紙様式 1-2 の別表 1	登録製品種類	様式/記載例	
④	別紙様式 1-2 の別表 2	(該当する場合) 昨年の中国への輸出実績	様式	
⑤		施設及び冷蔵・冷凍倉庫の配置図(英文)	記載例	参考資料(用語集)
⑥		製造工程図(英文)	記載例	
⑦	別紙様式 1-3 の 2.2、3.2、 3.3、3.4	作業エリアの図面(人の流れ、物の流れ、水の流れ、加工フロー、異なる清浄度の区分、器具の洗浄消毒設備が記載されたもの(更衣室、トイレ含む。))	器具の洗浄消毒設備、更衣室、トイレが記載された図面を提出(既に提出された資料に記載されている場合は、省略可)してください	
	別紙様式 1-3 の 2.3	天井、壁、ドア、窓、床の写真及び使用されている素材に関する資料	記載例	
	別紙様式 1-3 の 3.5	作業エリアの照明設備に関する資料(写真を含む。)		
	別紙様式 1-3 の 3.7	施設の温度管理設備に関する資料(温度管理を要する設備及び作業エリアの温度制御が記載されたもの)		

別紙様式 1-3 の 6.7	缶詰水産物の場合、殺菌温度及び時間の設定条件に関する資料及び直近 1 回の殺菌記録（該当する場合）、設定条件の根拠資料（中心温度、熱分布に関するデータ）	設定条件の根拠資料（中心温度、熱分布に関するデータ）を提出してください
別紙様式 1-3 の 12.1（※）	<p>食品安全衛生管理に関する資料</p> <p>①文書管理手順書（記録の記載方法、文書の保管方法）</p> <p>②内部監査の実施方法を定めた内部監査手順書</p> <p>③原料供給元の評価方法に関する手順書</p> <p>④製品のリコールに関する手順書</p>	<p>①記載例</p> <p>②記載例</p> <p>③原料の仕入先、受入時の確認方法を記載した文書（別紙様式 1-3 の 5.1 の原料・食品添加物の受入措置に関する資料を準用可）を提出してください</p> <p>④製品のリコールが発生した場合の処理手順を規定した文書（別紙様式 1-3 の 12.2 に示す緊急時の対応手順に関する手順書又は苦情・事故発生時の手順を準用可）を提出してください</p>
別紙様式 1-3 の 12.2（※）	意図的な食品汚染に対応するための食品防御計画書（食品安全に係る体制、訓練頻度、緊急時の対応手順）	参考資料（ガイダンス） 記載例

※別紙様式 1-3 の 12.1、12.2 の資料については、食品衛生法に基づく衛生管理に関する資料や ISO 等の民間認証の取得に必要な資料等、施設で既に作成し、運用しているマニュアル・手順書等がある場合は、それらを準用することが可能です。

問5 輸出する製品の HS・CIQ コードはどこで確認できますか。

（答）

水産食品に係る [HS・CIQ コード対照表（仮訳）](#) を参考にしてください。なお、中国における HS・CIQ コード（検索方法は [操作マニュアル（登録情報の確認方法）](#) の 3-5 を参照）に変更・追加が行われている場合もあるため、輸出品目が実際にどの HS・CIQ コードに該当するかは、現地輸入業者等を通じて確認を行うようにしてください。

また、中国における HS・CIQ コードの変更・追加に伴い、初期に [シングルウィンドウ](#) 上で登録されている HS・CIQ コードが輸出する製品に対応していない場合もあります。特に報告の多い例として、ホタテの輸出に際して以下の複数の HS・

CIQ コードの登録が求められていますので、ご注意ください。

【冷凍ホタテ (Frozen Scallop/*Patinopecten yessoensis*)】

(養殖の場合) 0307221000101、0307229000101

(天然の場合) 0307221000102、0307229000102

問6 登録製品の種類に関する資料（別紙様式1-2の別表1）の「Product Name」には、個別の製品名を記載する必要がありますか。

(答)

「Product Name」に記載していただく製品名は個別具体的なものである必要はなく、一般的な名称で差し支えありません。

なお、HS・CIQコードが同一であり、容量や配合等の規格の違いにより名称の異なる製品が複数ある場合には、一つの「Product Name」にとりまとめて登録いただくことも可能です。

問7 登録製品の種類に関する資料（別紙様式1-2の別表1）について、最終加工施設が製品の小分け包装のみを行う施設である場合、「登録製品の加工工程」はどれを選択すればよいですか。また、「製品を特徴付ける製造工程」には当該施設での工程のみを記載することでよいですか。

(答)

「登録製品の加工工程」は、小分け包装する製品の加工状態（別施設における加工工程）に応じて適当なものを選択してください。

また、「製品を特徴付ける製造工程」は、当該施設で実施している工程を記載してください。なお、シングルウィンドウ上に入力する際には、当該施設では小分け包装のみを実施している旨を「製品を特徴付ける製造工程」欄又は添付する製造フロー図に記載してください。

問8 今回の手続きが期限内に完了しなかった場合にはどうなりますか。

(答)

中国政府がシングルウィンドウへの登録期限として設定した令和5年6月30日までに手続きが完了しなかった場合に、中国政府がどのような措置を取るかは予断できません。そのため、中国での施設登録の継続を希望する場合には期限までに手続きを実施するようお願いします。



なお、令和5年6月30日までに手続きが完了しなかった施設に対しては、衛生証明書の発行停止等の対応を取る可能性があることをご承知おきください。

問9 今回の手続きに合わせて認定事項の変更を行いたい場合は、どのようにすればよいですか。

(答)

問3の①の資料とあわせて、[要綱別紙様式2（変更申請書）](#)及び変更事項にかかる関連資料を施設認定機関に提出してください。なお、提出する問3の①の資料は、変更後の情報を記載してください。

問10 登録されている施設の所在地を変更したいのですが、シングルウィンドウ上で変更登録ができません。どのようにすればよいですか。

(答)

中国政府からの要請により、施設の移転を伴わない所在地表記の変更（区画整理による地番の変更等）であっても、所在地の変更を行う場合は[シングルウィンドウ](#)で登録の取消手続きを完了した後に、新たに登録申請を行う必要があります。

また、これに伴って中国における施設の登録番号が変更になります。詳細は農林水産省ホームページの[操作マニュアル（補足情報の追加登録）](#)を参照してください。

問11 令和3年に行われた衛生要件の点検の際に登録情報の変更を行いましたが、シングルウィンドウに反映されていません。登録情報の変更を行いたい場合はどうすればよいですか。

(答)

中国側には点検後の変更内容の登録を要請していましたが、中国側において同変更内容が反映されないまま新制度に移行し、シングルウィンドウを通じて改めて登録手続きを行うよう求められました。変更する登録事項については、今回の手続きと併せて登録してください。なお、施設認定機関への変更申請の提出は不要です。

問12 シングルウィンドウの利用に必要なアカウントIDやパスワードを忘れてしまいました。

(答)

以下のメールアドレス宛てに、「認定施設の名称」、「日本における認定番号」、「担当者名及び連絡先」を添えて、再発行を申し出てください。なお、厚生労働省食品監視安全課よりご本人確認させていただくことができます。

<送信先>

e-mail:[suisan-anzen@mhlw.go.jp](mailto:suisan-anzen@mhlw.go.jp)

問 13 日本において施設の認定は得ているものの、中国政府に未登録である場合の登録手続きに必要な情報はどこで確認できますか。

(答)

シングルウィンドウで新たに登録申請を行う必要があります。登録申請の手続きは農林水産省ホームページ（4. 中国側の施設登録が完了していない施設）を参照していただくほか、登録手続きに必要な資料の様式や記載例などは問 4 を参照してください。

問 14 登録手続きに必要な資料の提出先を教えてください。

(答)

施設を所管する以下の施設認定機関へ提出してください。

施設所在地域	連絡先					送付方法
	提出先名	電話番号	FAX	メール	住所	
北海道	北海道厚生局 健康福祉部 食品衛生課	011-709-2311	011-709-2703	<a href="mailto:hkcn001@mhlw.go.jp">hkcn001@mhlw.go.jp</a> <a href="mailto:hkcn002@mhlw.go.jp">hkcn002@mhlw.go.jp</a> <a href="mailto:hkcn003@mhlw.go.jp">hkcn003@mhlw.go.jp</a> ※衛生要件の点検時に使用したメールアドレスに送付してください。	北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1札幌第1合同庁舎8階	メール 又は 郵送
青森県 岩手県 山形県	東北厚生局 健康福祉部 食品衛生課	022-726-9264	022-204-8607	<a href="mailto:thkousei025@mhlw.go.jp">thkousei025@mhlw.go.jp</a>	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア 13階	メール 又は 郵送



神奈川県	関東信越厚生局 健康福祉部 食品衛生課	048- 740- 0761	048- 601- 1335	<a href="mailto:ksfs10@mhlw.go.jp">ksfs10@mhlw.go.jp</a>	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	メール 又は 郵送
富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	東海北陸厚生局 健康福祉部 食品衛生課	052- 959- 2836	052- 959- 2065	<a href="mailto:tkkousei066@mhlw.go.jp">tkkousei066@mhlw.go.jp</a>	愛知県名古屋市東区白壁1丁目15番1号 名古屋合同庁舎 第3号館3階	メール 又は 郵送
福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿厚生局 健康福祉部 食品衛生課	06- 4791- 7312	06- 4791- 7353	<a href="mailto:kkkousei094@mhlw.go.jp">kkkousei094@mhlw.go.jp</a>	大阪府大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階	郵送
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	中国四国厚生局 健康福祉部 食品衛生課	082- 223- 8291	082- 223- 6509	<a href="mailto:cskousei116@mhlw.go.jp">cskousei116@mhlw.go.jp</a>	広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階	メール 又は 郵送
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 那覇市	九州厚生局 健康福祉部 食品衛生課	092- 432- 6782	092- 432- 6785	<a href="mailto:kskousei151@mhlw.go.jp">kskousei151@mhlw.go.jp</a>	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎2F	メール 又は 郵送

沖縄県 (那覇市 除く。)	沖縄県保健医 療部 衛生薬務課	098- 866- 2055	098- 866- 2723	<a href="mailto:aa024100@pref.okinawa.lg.jp">aa024100@pref. okinawa.lg.jp</a>	沖縄県那覇市泉 崎 1-2-2	メール 又は 郵送
---------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	---	--------------------	-----------------